b　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
c　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
d　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

②　全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。
ア　対象工事について、次のａからｃの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。
ａ　施工確認段階
ｂ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
ｃ　下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
イ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。
（総合評価落札方式の場合）
１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。
（公募型指名競争入札等の場合）
１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。
ウ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。
ａ　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の別の新規工事に係る入札参加を制限する。
ｂ　対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。
エ　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑰の②のイと同様の措置を講ずる。

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuo Sasaki, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction works of Ushiroyachi drainage pump station pump equipment construction and setting, Nakatsuyama agriculture irrigation project
(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 12 May, 2014
(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 10 June, 2014, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 10 June, 2014, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 9 June, 2014
(6)　Contact point for tender documentation : Shun Niizeki Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年4月14日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　岩﨑　泰彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　九州地方整備局管内経路情報収集装置外設置工事
(3)　工事場所　九州地方整備局管内
(4)　工事内容　路側機　234基
中央処理装置の対向試験　１式
(5)　工期　契約締結の翌日から平成27年３月31日まで
(6)　使用する主要な資機材
路側機　234基
(7)　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の試行工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
(8)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
(9)　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑩　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑪　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51―２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。（入札説明書参照）
⑫　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⑬　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⑭　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　九州地方整備局における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　平成12年度以降に、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ア）移動体とのデータ通信を目的とした電波によるディジタル無線基地の施工実績を有すること。
但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。ただし、設備工事における現場施工期間は、機器の製作完了後の据付調整期間であり、現場施工期間以外は、工場製作期間として、当該技術者の兼任を認める。
①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。